

報告第6号

地方自治法第179条第1項の規定に基づき処分した平成24年度墨田
区一般会計補正予算の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、平成
24年11月19日、平成24年度墨田区一般会計補正予算（第5号）を次のとおり
処分したので、同条第3項の規定により報告し、その承認を求める。

なお、この案件は、衆議院の解散に伴い、衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国
民審査の執行に要する経費を早急に予算措置する必要性が生じたため処分したものであ
る。

平成24年11月27日

提出者 墨田区長 山 崎 昇

報告第 6 号

平成 24 年度

墨田区一般会計補正予算

平成24年度 墨田区一般会計補正予算

平成24年度墨田区一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 55,902 千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 106,522,296 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年11月 19日専決

墨田区長 山崎 昇

第1表 歳入歳出予算補正				
歳 入				(単位 千円)
款	項	補正前の額	補 正 額	計
14 都 支 出 金		6,646,883	55,902	6,702,785
	3 都 委 託 金	782,353	55,902	838,255
歳 入 合 計		106,466,394	55,902	106,522,296

歳 出				
				(単位 千円)
款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		9,092,846	55,902	9,148,748
	3 選 挙 費	176,508	55,902	232,410
歳 出 合 計		106,466,394	55,902	106,522,296